

「マイナンバーカード」を活用した 地域経済好循環の拡大に向けた取組

- 1. マイキープラットフォームによる地域活性化方策 P 2～
- 2. マイキープラットフォーム/自治体ポイント管理クラウドの利用イメージ P 4～
- 3. 地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクトの効果例 P 7
- 4. 地域経済応援ポイント導入に係るスケジュール P 8
- 5. 実証事業のイメージ P 9～
- 6. マイキープラットフォーム等システム化検討範囲 P 14～
- 7. 自治体ポイント管理クラウドの機能 P 16～
- 8. 実証事業にあたり市区町村にお願いすること P 24～
- 9. 検討会議構成員 P 26～
- (参考)マイキーIDの登録画面、マイキープラットフォーム検討の前提 P 31～

平成28年 12月 2日

総務省

1-1. マイキープラットフォームによる地域活性化方策

～民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用～
※マイナンバーは使わない

②住民視点での行政サービス改革 (自治体クラウドの強力な推進による低コスト化)

③地域経済の活性化・好循環拡大 (自治体ポイント等を通じた需要増大)

市区町村

公共施設等利用者カード

図書館・美術館カード
スポーツ施設利用カード
公共交通カード
駐輪カード
講座受講カード
市民ひろば利用カード 等

自治体ポイントカード

子育て支援ポイント
ボランティアポイント(介護等)
長寿祝い券/ポイント
健康増進ポイント
生涯学習ポイント
イベント参加ポイント 等

自治体ポイント管理クラウド
(自治体クラウドを
活用し経費率を低減)

マイキープラットフォーム
(マイナンバーカードを様々
なサービス呼び出す
共通ツールとして利用
するための情報基盤)

自治体ポイントの
住民還元率 UP

地域経済応援ポイント
(民間資金の地域導入)

たまったクレジット
カード等のポイント
を地域で活用

自治体ポイント

商店街など

需要拡大
好循環

まちなか
公共施設

地元の逸品等

プレミアム商品

イベント

商店

①1枚で様々なサービス利用が可能 (マイナンバーカード)

(例)鹿児島県内 主要15種(278万枚)
豊島区 22種(65万枚) など



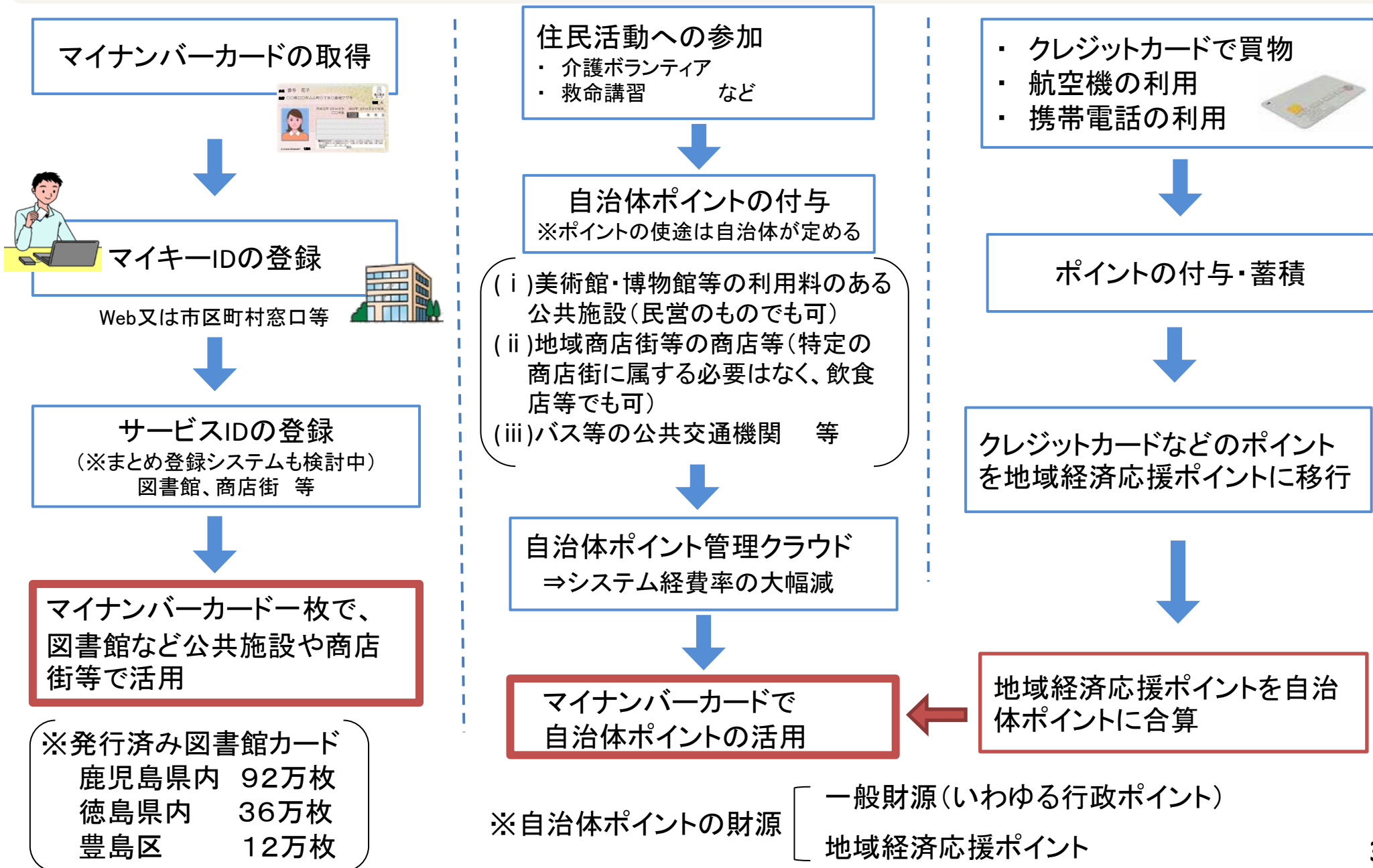
総務省

連携

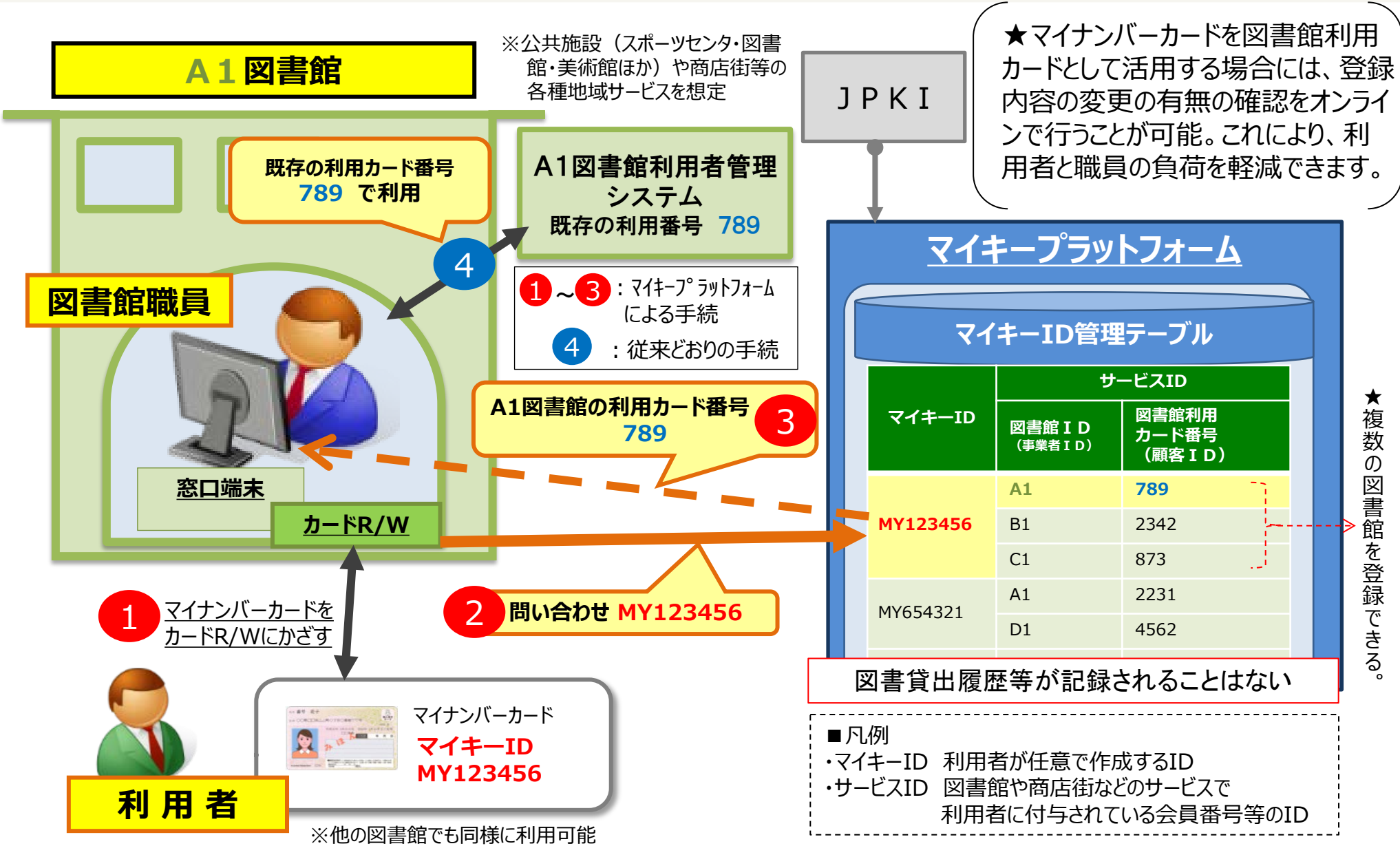
経済産業省
(中小企業庁)

ポイント年間発行推計
(最少)
クレジットカード
2,090億円
航空会社(主要2社)
595億円
等
2013年度 野村総研推計

1-2. マイキープラットフォームの活用 ～住民の地域活動や消費との関係～



2-1. マイキープラットフォーム利用のイメージ（案）



★複数枚の図書館利用カードがマイナンバーカード1枚で、希望する全国の図書館の利用が可能

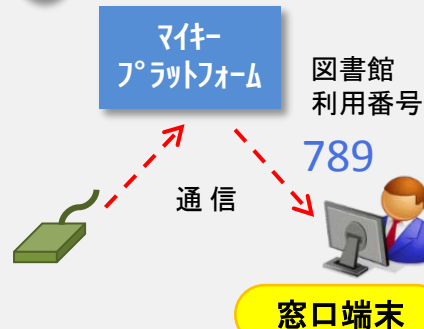
2-2. マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務のイメージ

＜マイキープラットフォームの活用＞

1 マイナンバーカードをかざす



2 マイキープラットフォームに照会



A 図書館利用番号を手入力



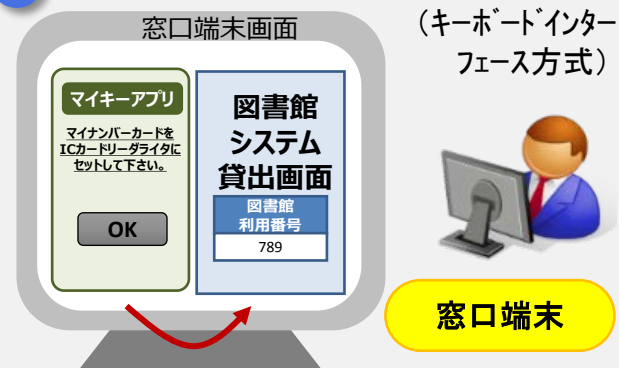
窓口端末

B 図書館利用番号を読み取り(バーコード表示方式)



窓口端末

C アプリで図書館利用番号を入力



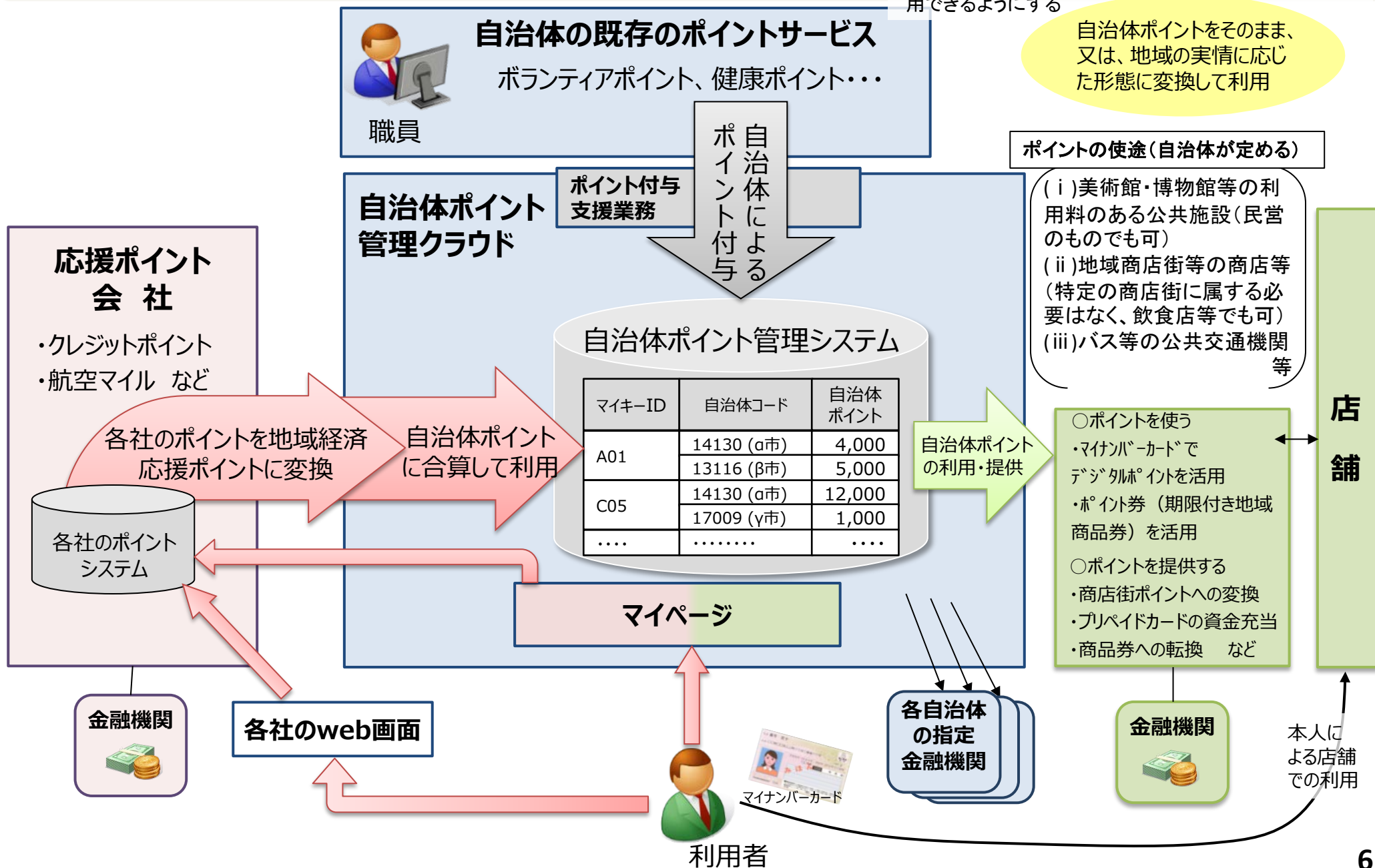
窓口端末

3 図書館システムで業務(従来どおり)



2-3. 自治体ポイント管理クラウドの利用イメージ（案）

- ・経費率を激減させ自治体ポイントの還元率を向上させる
- ・地域経済応援ポイントを受入れ、自治体ポイントとして利用できるようにする



3. 地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクトの効果例（想定）

1. 地域商店街等での好循環の強化

○クレジットカード等のポイントが地域商店街で使える

- ・自治体ポイントの住民還元率の向上と地域経済応援ポイント(クレジットカード会社等)の導入による購買力増

○商店街のカード発行コストが不要に

- ・マイナンバーカードの活用等による地域商店街の経費の低減

○地方のポイントも東京で使える

- ・地方の自治体ポイントの大都市での活用等による地方の物産の販売力の強化(共存共栄プロジェクト)

○東京の人でも地方で使える

- ・マイナンバーカードがあれば観光客等当該地域の住民以外の方々でも地域商店街等で簡便に購買が可能

2. 地方への新たな民間資金の導入

地域経済応援ポイントを自治体ポイントに転換することにより大都市の豊富な民間資金を地域へ導入

○ポイントで社会貢献

- ・地方の廃校等を交流施設として改修する再生プロジェクトのため、所在自治体ポイントを活用。

○地方の祭りでもポイントで魅力向上

- ・地方の祭りなどを契機にプレミアムポイント等を活用して訪問者増を図る取組

○ふるさとにポイントで貢献

- ・地方に所在する大学等の同窓による母校支援のため、所在自治体ポイントに。

※全国移住ナビ等との連携等により積極的な情報発信

3. 公共施設等の活性化

図書館等

(IDカードのある施設等)

○マイナンバーカードによるワンカード化で薄い財布でもOK

○マイナンバーカード1枚で全国の図書館の貸出カードの機能を持てる

- ・公立病院の診察券等についても対応可能

美術・博物館等

(利用料のある施設等)

○ポイントで地域の文化を満喫

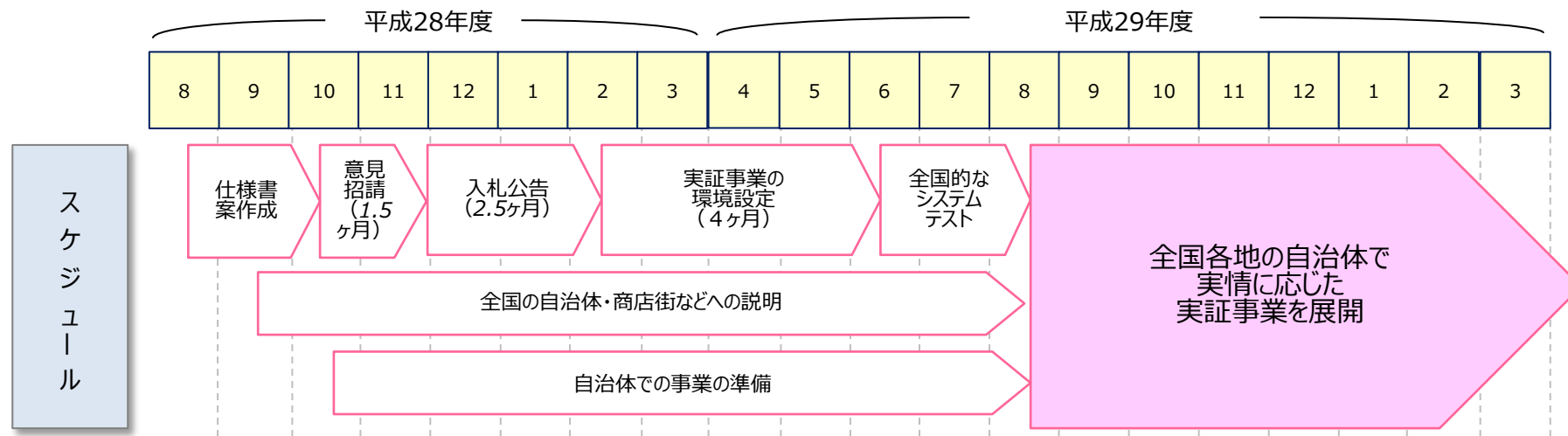
- ・自治体ポイント利用による利用回数の増加(企画展の開催等)

- ・自治体ポイントと連携した全国美術館紹介ナビなどを活用して広く利用者に周知

公共交通機関のカードに対する自治体ポイントの活用による利用者増の取組

4. 地域経済応援ポイント導入に係るスケジュール（案）

マイキープラットフォーム
自治体ポイント管理クラウド



●実証事業への参加と国民への広報協力依頼(案)

- ・地域経済応援ポイント協力企業(クレジットカード会社、航空会社、携帯電話会社等)による広報
 - 会員への広報(web、メール 等)、➢ 新規会員獲得広報等との連携 等
- ・図書館等での利用案内
 - 公立図書館(3,267館、47都道府県、1,303市区町村)、➢ 大学図書館(国立279館、公立130館、私立998館) 等
- ・入館料のある公共施設等での利用案内
 - 美術館・博物館(851館、47都道府県、422市区町村) 等
- ・自治体ポイントと連携した商店街等での利用案内 (416市区町村) 等
- ・各種広報手段・機会の活用

●「地域経済応援ポイントの導入等による消費拡大方策検討会」の開催

- ・構成員
 - 座長: 太田直樹総務大臣補佐官
 - 府省: 総務省(地域情報化担当審議官)、経済産業省(商務流通保安審議官)
 - 有識者: 安岡寛道氏(野村総研)、見山謙一郎氏(事業構想大学院大学) 他
- ・検討事項
 - 地域経済応援ポイント等を介した、各地域の経済振興とクレジットカード業界・航空業界等の振興等の相乗効果のあり方
 - 各地域において、自治体と商店街等が連携した経済好循環拡大プロジェクトの具体的なあり方(地域での消費喚起) 等

5-1. 実証事業のイメージ（案）

【マイキープラットフォーム】

○図書館等の利用者カードとして活用

※都道府県立図書館（47都道府県、59館）、市区町村立図書館（1,303市区町村、3,208館）、大学図書館（779校、1,407館）

※各地の商店街等の会員カード 等

【自治体ポイント管理クラウド】

○公共施設等の入館料等に活用

※都道府県立美術館・博物館等164館（47都道府県）、市区町村立美術館・博物館等687館（422市区町村） 等

○地域の実情に応じて商店街での買物等に活用

パターン1. 先進的商店街でのポイントシステムとの連携

パターン2. プリペイドカードなど、地域カードとの連携

パターン3. 自治体ポイント（行政ポイント）との連携による地域活性化と商店街振興対策の両立

パターン4. 交通系カードなど、多様なカード事業との連携

パターン5. 観光と連携した広域的な地域需要喚起策

パターン6. 復興プロジェクトなどの資金調達手段のひとつ 等

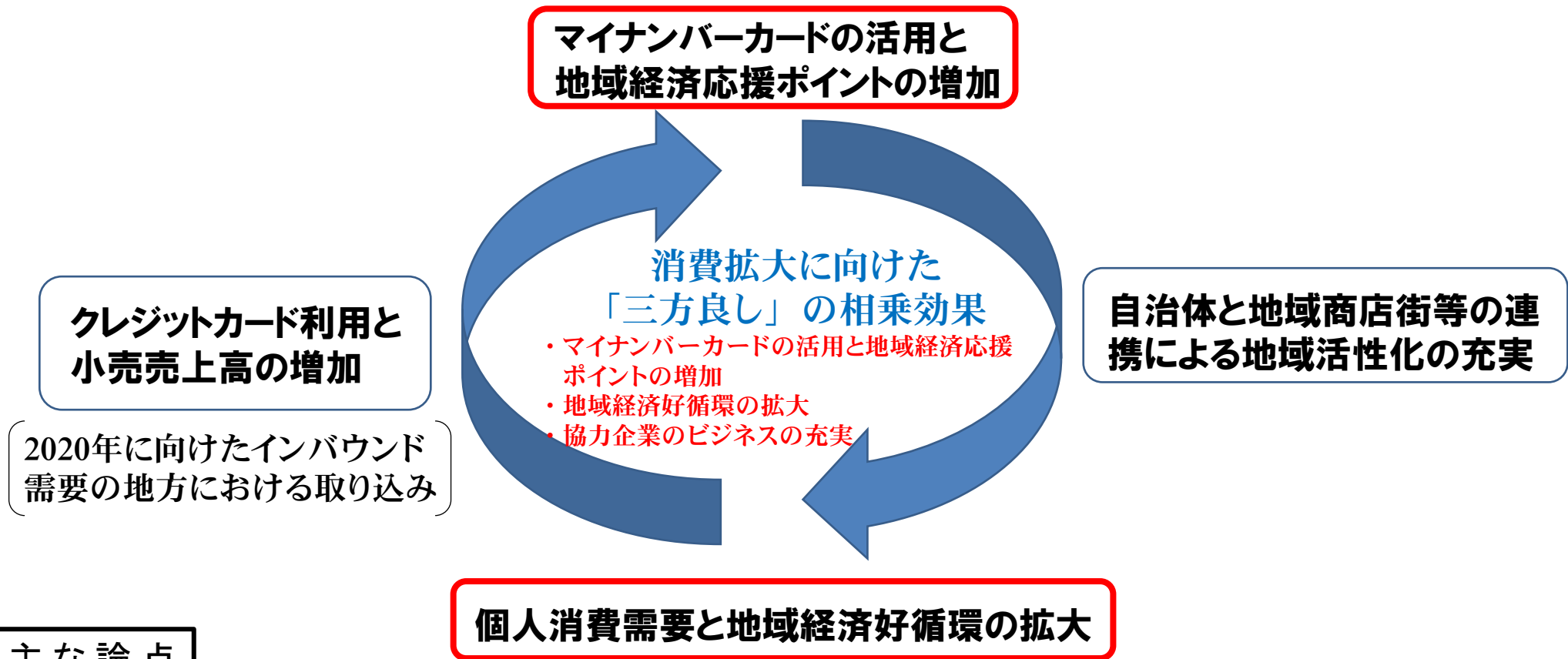
※「マイキープラットフォームに係る実証事業運営協議会（仮称）」の設立

① マイキープラットフォームを活用し図書館等の公共施設をマイナンバーカード1枚で利用する場合の運用ルール

② 地域経済応援ポイントからの交換による自治体ポイントの活用ルールや応援ポイント会社の拡充に向けた方針

③ 地域経済好循環に繋がる先行プロジェクトのノウハウの共有

5-2. 地域経済応援ポイントの導入等による消費拡大方策検討会の論点イメージ



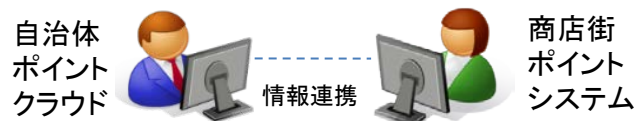
主な論点

- 自治体ポイントの利用が地域での消費拡大に繋がるための魅力的なポイントのあり方
- 地域経済応援ポイント協力企業と自治体ポイントのWinWin(互惠)モデル
 - ・カード対応やポイント利用による地域ビジネスの魅力向上
 - ・地域経済応援ポイントによる都市部消費の地域への呼び込み
 - ・スマートフォンを活用した地域活性化モデルの構築
- 自治体ポイント管理クラウド等の地域活性化プラットフォームの今後のあり方

5-3. マイナンバーカードの活用による新たな地域経済活性化手法例 その1

1 地域経済応援ポイント(自治体ポイント)を商店街の既存ポイントと合算

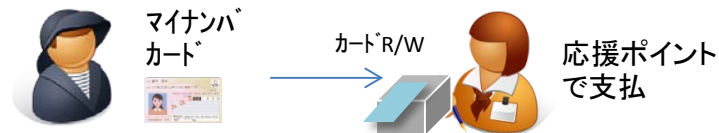
⇒地域の商店街での購買力の増大



※商店街のポイントシステムへ必要な認証の上、ポイントを移行。
※ポイント券を活用しても移行できる。

2 商店街会員で無い人でも地域経済応援ポイント(自治体ポイント)で買物

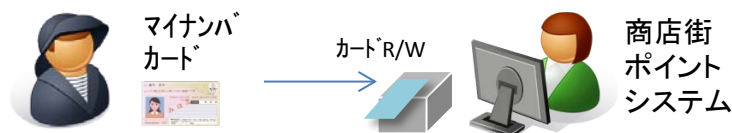
⇒商店街に新たな顧客を創出



※商店などの端末に一定の準備(クライアントソフトのインストール等)

3 商店街会員カードの代わりにマイナンバーカードでお買物

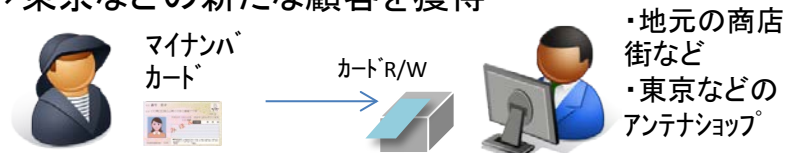
⇒商店街でのカード発行コストが不要に



※商店などの端末に一定の準備(クライアントソフトのインストール等)

4 祭りなどのイベントや観光振興施策などの一環として経済対策に活用

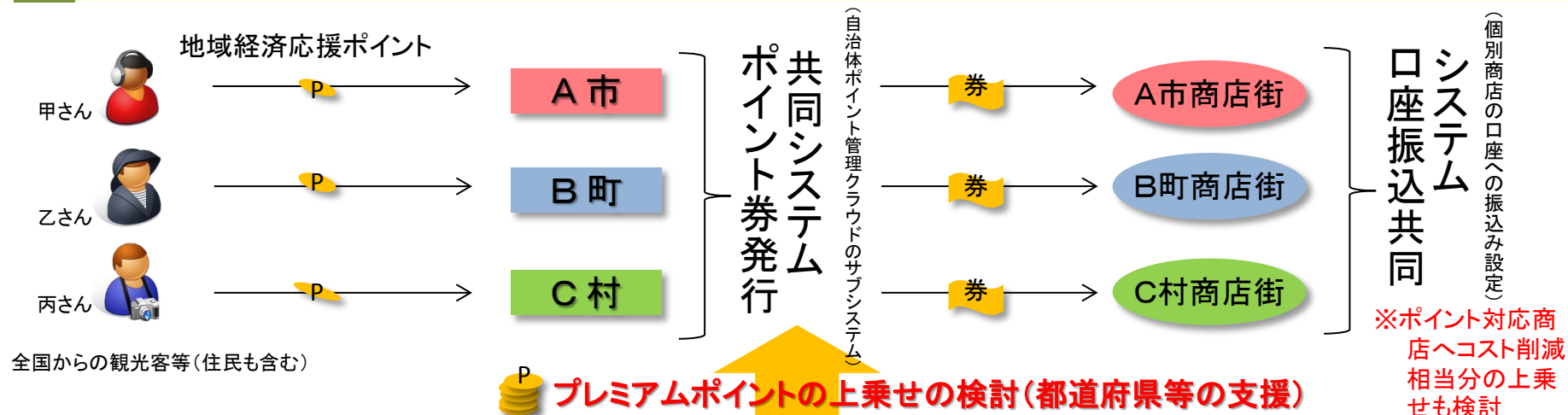
⇒東京などの新たな顧客を獲得



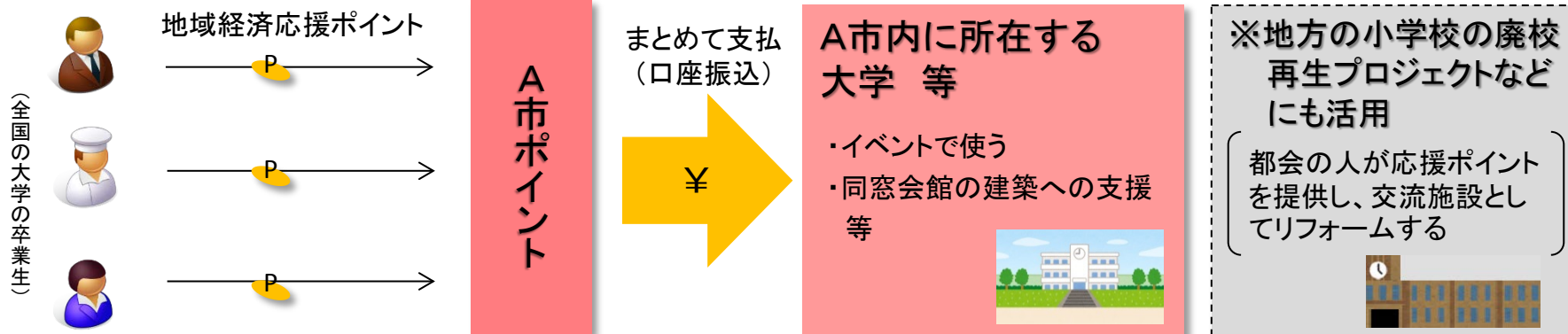
※期限付ポイント券の活用などにより集中的な効果を期待

5-4. マイナンバーカードの活用による新たな地域経済活性化手法例 その2

1 観光プレミアムポイント都道府県連携方式(素案)

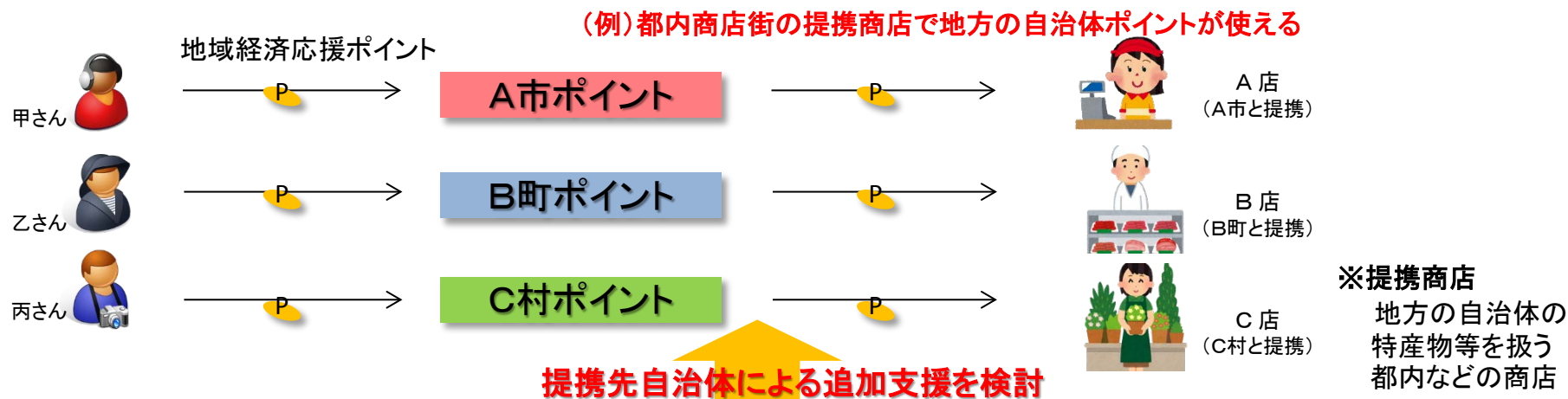


2 特定イベントを支援する場合(素案)



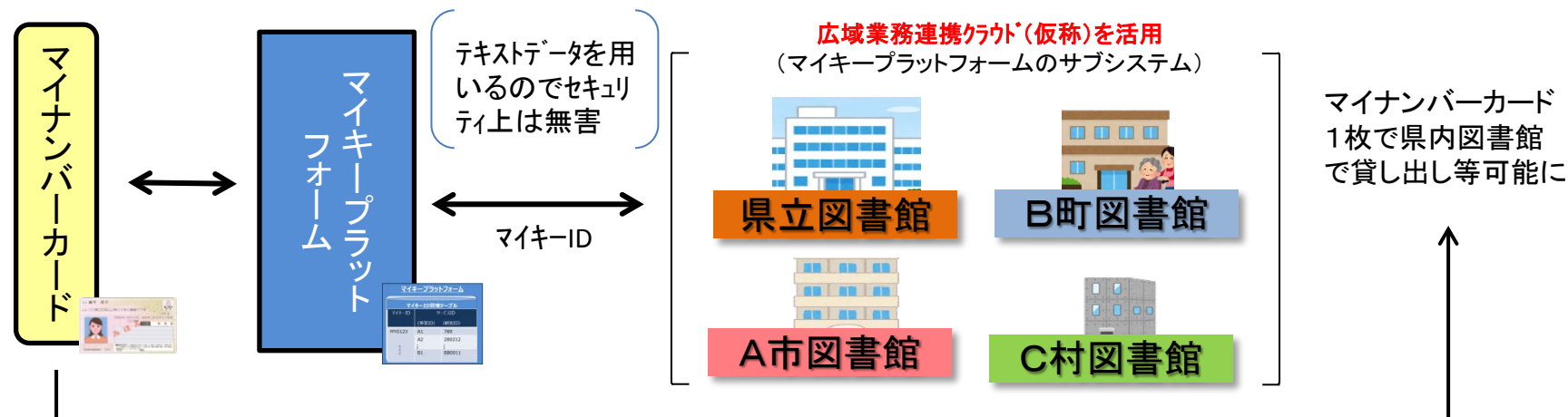
5-5. マイナンバーカードの活用による新たな地域経済活性化手法例 その3

3 自治体提携商店方式(素案)

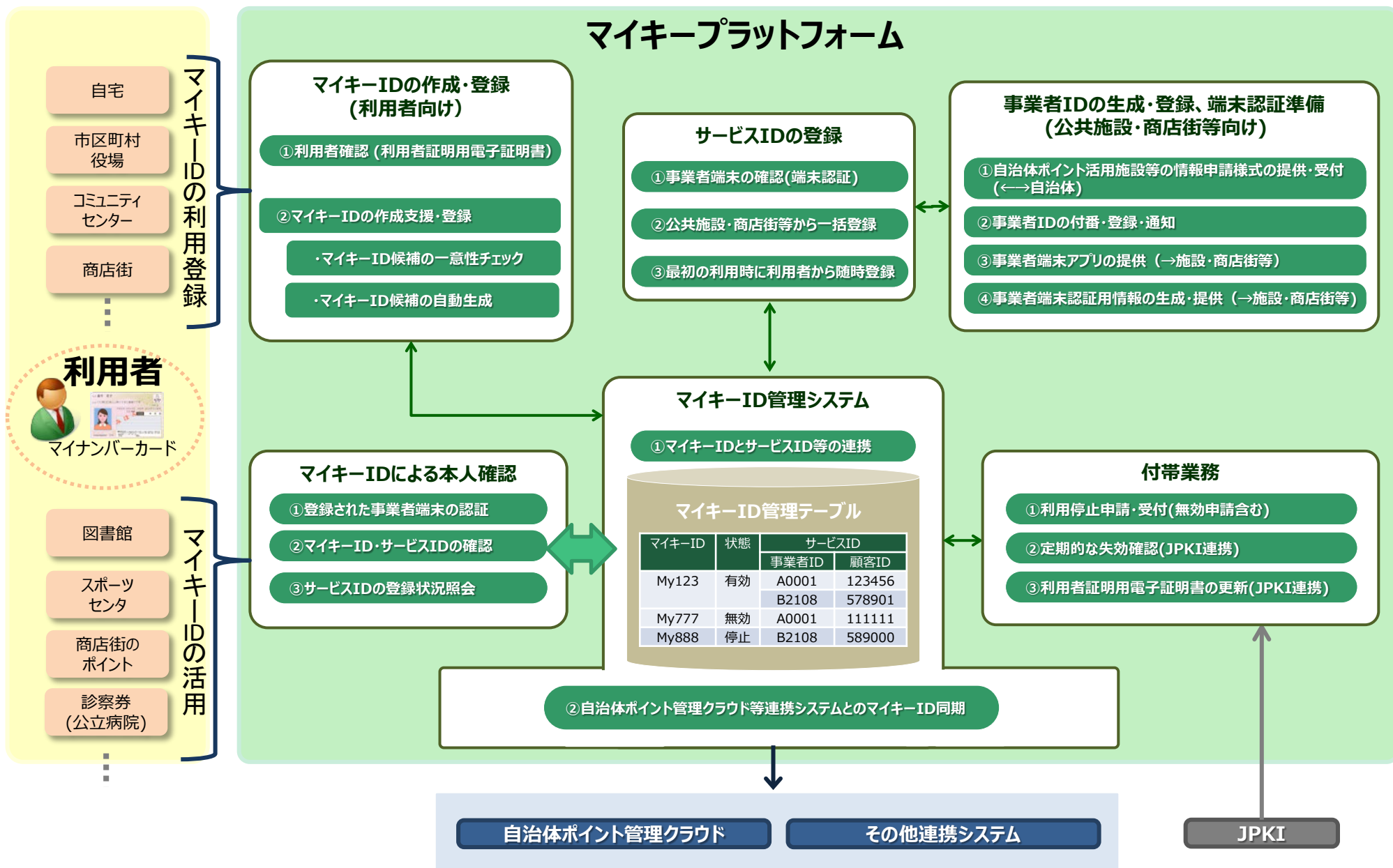


4 都道府県内図書館等共同利用方式(素案)

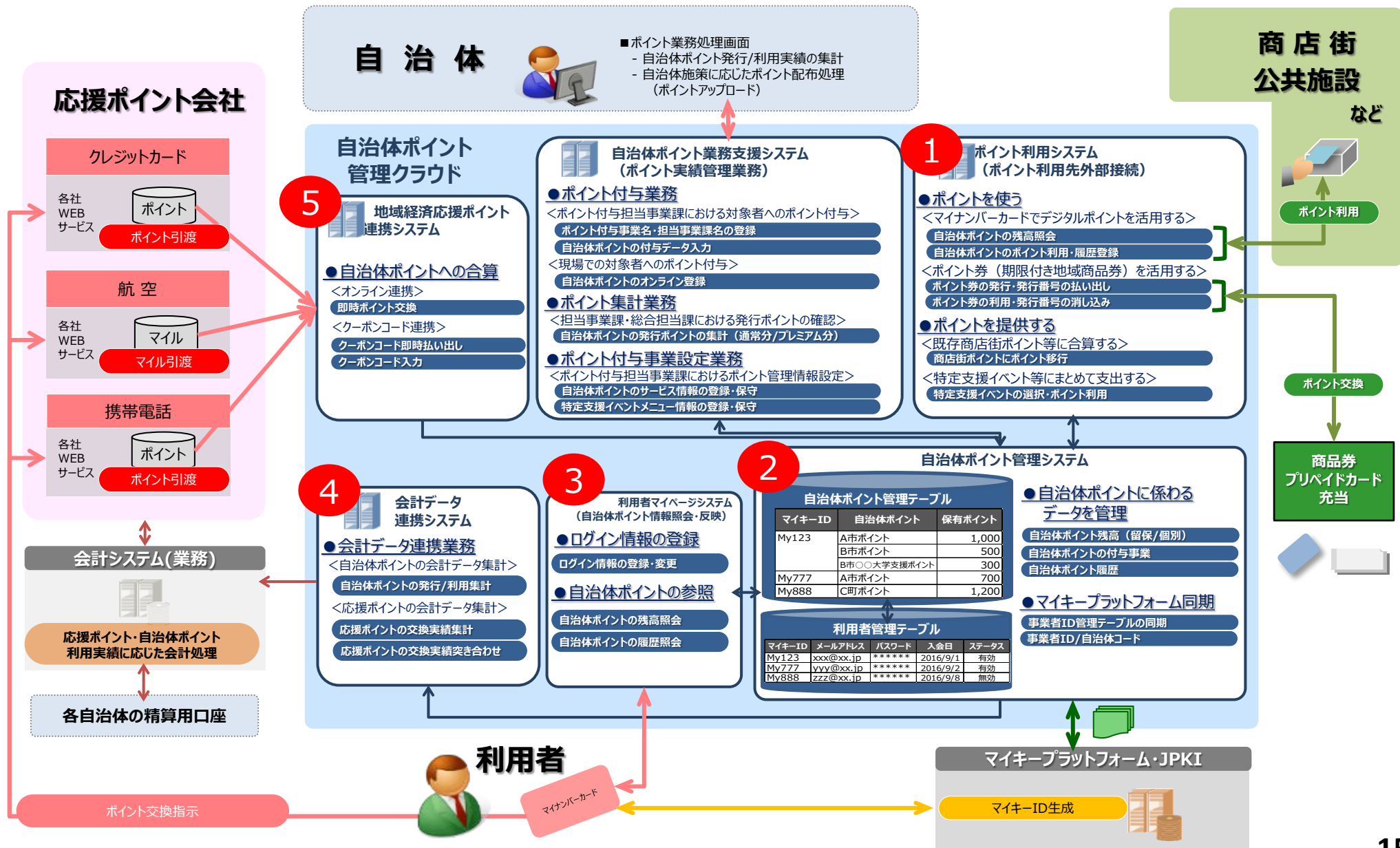
- ・図書館利用申請の定期更新時の自動確認機能
 - ・全国のデジタル仮想図書館(仮称)の連携機能
- 等も検討



6-1. マイキープラットフォーム システム化検討範囲（案）



6-2. 自治体ポイント管理クラウド システム化検討範囲（案）



7-1. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

①ポイント利用システム

●ポイントを使う

<マイナンバーカードでデジタルポイントを活用する>

1. 公共施設の窓口または、商店街の商店の端末等で、ポイント利用画面を呼び出す
2. マイナンバーカードによりマイキーIDを呼び出し、当該利用者のポイント残高を確認する
3. 利用するポイント数を入力し、ポイントを減算する

<ポイント券（期限付き地域商品券）を活用する>

【ポイント券の発行】

1. 公共施設の窓口や商店街事務局の端末等で、ポイント券発行画面を呼び出す
2. マイナンバーカードによりマイキーIDを呼び出し、当該利用者のポイント残高を確認する
3. 発行するポイント数を入力し、ポイント券をプリントアウトする
4. プリントアウト後のポイント券に発行認印を押す（偽造防止）

【ポイント券の利用：パターン①】

1. 利用者がポイント券を店員さん等に提示する
2. 店員さん等がポイント券にスタンプ等の印をつけ、お店等で保管する（二重利用防止）
3. 保管したポイント券を、商店街事務局等でまとめて消込を行う

【ポイント券の利用：パターン②】

1. 利用者がポイント券を提示する
2. 商店等でスマートフォンまたは端末等でQRコードを読み取り、ポイント券の消込を行う

<ポイント券イメージ>

発行日：2016/12/15	
A市ポイント	
★★★ポイント券★★★	
【利用ポイント】	
2420	ポイント
【有効期間】 2016年12月15日～2016年12月17日	
★〇〇商店街の各店舗でご利用頂けます。	
	<発行認印> 
発券番号：1234567890123	<利用店舗印> 

※利用ポイントは、ポイント残高の範囲内でポイント数を指定可能

7-2. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

①ポイント利用システム

●ポイントを提供する

＜既存商店街ポイント等に合算する＞

【パターン①：お店で合算】

①-1：

1. プリントアウトしたポイント券を提示し、商店側で既存商店街ポイントに合算する

①-2：

1. 商店街の商店の端末等で、ポイント利用画面を呼び出す
2. マイナンバーカードによりマイキーIDを呼び出し、当該利用者のポイント残高を確認する
3. 利用するポイント数を入力し、ポイントを減算後、商店側で既存商店街ポイントに合算する

【パターン②：オンラインで合算】

1. 利用者マイページへログインし、既存商店街ポイント等へ合算する自治体ポイントを選択し、ポイント合算の指示をする
2. オンライン上で既存商店街ポイントへポイント残高を合算する

＜特定支援イベント等にまとめて支出する＞

自治体の特定支援イベントに振り替えられた地域経済応援ポイントをまとめて、当該イベントの指定口座に振り込む

※希望者の氏名と支援ポイント数も併せて連絡可能

7-3. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

②自治体ポイント管理システム

●自治体ポイントに係わるデータを管理

① 各自治体で付与したポイントを記録（自治体ポイント口座）

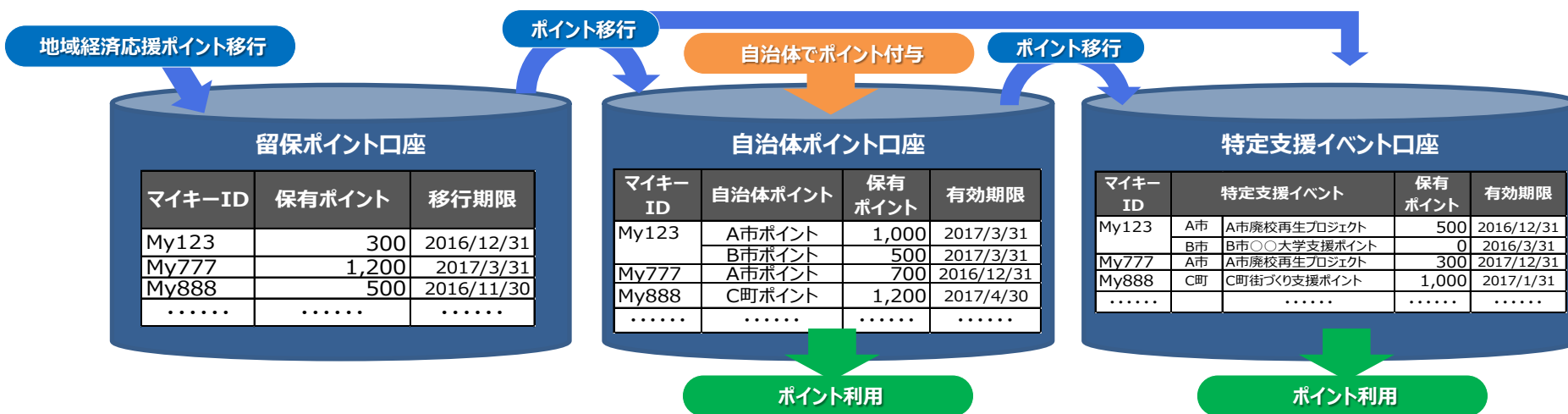
- 各自治体の付与事業で付与されたポイント数の残高管理を行う（ポイント有効期限等も管理可能）
- 地域経済応援ポイントから合算したポイント数も管理（地域経済応援ポイント分も同時管理）

② 地域経済応援ポイントから移行されたポイントを記録

- 各地域経済応援ポイント協力事業者から移行されたポイントを一時的に留保し、利用者が指定したのち、自治体ポイントへ移行させる（手続きとしては、一時留保することなく、特定の自治体ポイントへの移行も可能）
- 各自治体ポイントへの移行前に一定期間留保することも可能
- 留保可能な一定期間内に移行先自治体ポイントが指定されない場合には、予め設定された基本自治体ポイント口座に移行させる

③ 自治体の特定支援イベントに移行したポイントを記録（特定支援イベント口座）

- 各自治体ポイントから、または地域経済応援ポイントから直接特定支援イベントに移行されたポイント数の残高管理を行う（ポイント有効期限等も管理可能）
- 希望がある場合には特定支援イベントを支援した利用者の氏名等をイベント主催者に連絡する



7-4. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

③利用者マイページシステム

●自治体ポイントの参照

＜利用者が自治体ポイントのポイント残高を照会する＞

1. 自治体ポイント/留保ポイント残高を照会する

＜利用者が自治体ポイントのポイント履歴を照会する＞

1. 自治体ポイントのポイント履歴を照会する

自治体ポイント マイページメニュー

自治体ポイント残高

留保ポイント

ポイント残高 2,000 pt

自治体ポイント

No	自治体ポイント名	保有ポイント	
1	玉名市ポイント	2,800 pt	
2	泉佐野市ポイント	2,000 pt	
3	千葉市ポイント	1,740 pt	
4	宗像市ポイント	750 pt	



自治体ポイント マイページメニュー

自治体ポイント履歴照会

玉名市ポイント

ポイント残高 2,800 pt

ポイント履歴

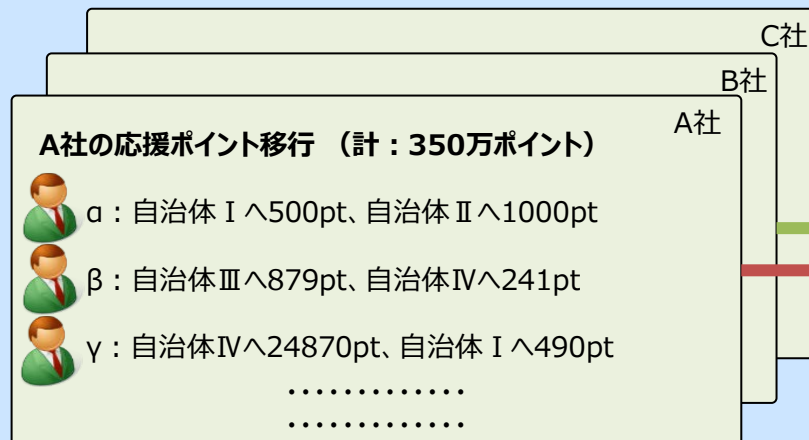
ご利用日	取引種別	付与事業/利用場所	ポイント数
2016/4/1	付与	育児応援	1,000 pt
2016/5/5	合算	応援マイルA	2,000 pt
2016/6/15	利用	名店会	-650 pt
2016/6/21	合算	応援ポイント会社A	450 pt
2016/7/19	付与	健康増進	150 pt
2016/9/30	利用	郷土博物館	-150 pt

7-5. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

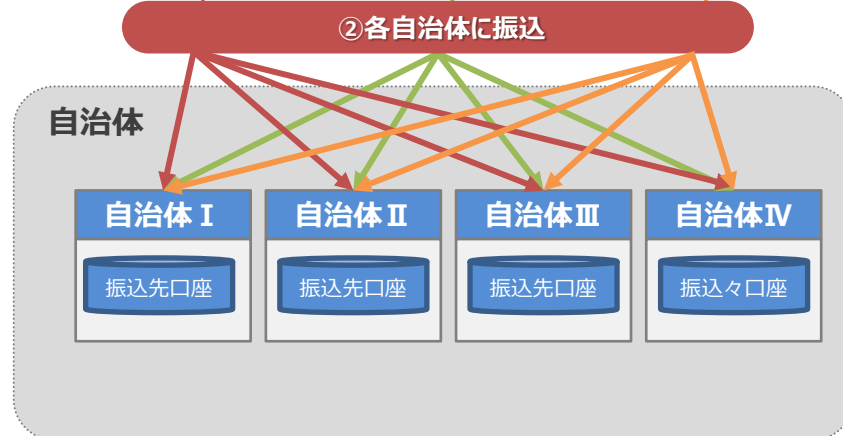
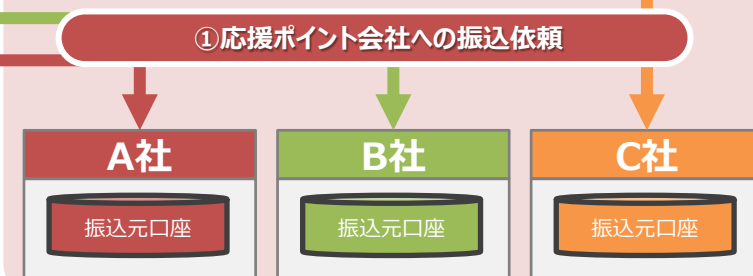
④ 会計データ連携システム

● 会計データ連携業務

会計データ連携システム（精算データ作成）



応援ポイント会社



※各自治体から、当該自治体ポイントが使用された商店等への精算も同様の仕組みを検討中

7-6. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

ポイント活用に係る予算処理（素案）

（例1）【柳川市】

【歳出】

（款）商工費

（項）商工費

（目）商工振興費

〈商店等で使われたポイント分の清算金の支払い〉

（例2）【彦根市】

【歳出】

（款）総務費

（項）総務管理費

（目）企画費

（事業名）美しい彦根創造活動事業

〈公共施設等で使われたポイント分の清算金の支払い〉

（例3）【宇都宮市】

【歳出】

（款）地域支援事業費

（項）包括的地域支援事業及び任意事業費

（目）任意事業費

（事業名）宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業

〈運営協議会においてバスカードを購入し配布〉

（例4）【奈良市】

【歳出】

（款）総務費

（項）企画費

（目）企画総務費

（事業名）奈良市ポイント制度

〈運営事務局が交通会社へ支払い〉

※歳入はいずれも一般財源。なお、地域経済応援ポイントの場合は、特定財源として扱う。

※発行された自治体ポイントが美術館など当該自治体の公共施設の利用料として使用された場合には当該利用料を減免するという取扱いもある。

7-7. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

⑤ 地域経済応援ポイント連携システム

● 自治体ポイントへの合算

<オンライン連携>

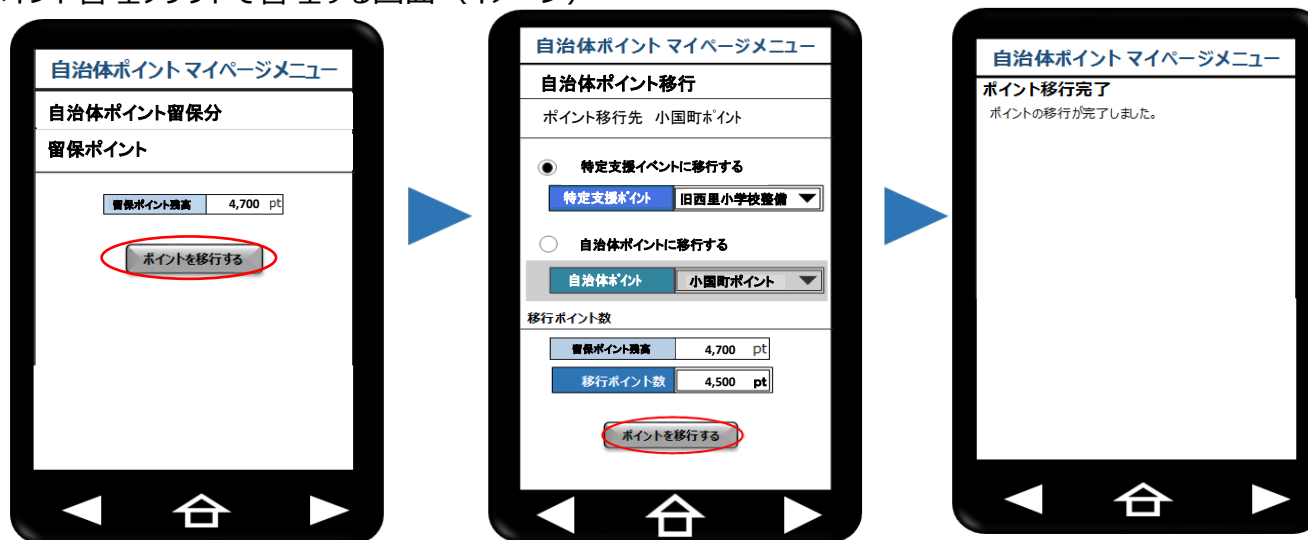
1. 地域経済応援ポイント協力事業者のサイトから利用者が指示した移行ポイント数とログインIDを受け取る
2. マイキープラットフォームから、ログインIDに対応するマイキーIDを受け取る
3. 移行する自治体ポイントを利用者が指定する（または特定支援イベントを指定する）
※ただちに移行先の自治体ポイントに指定せずに一定期間留保する仕組みも構築する

<クーポンコード連携>

（事前にクーポンコードを地域経済応援ポイント会社へ発行する）

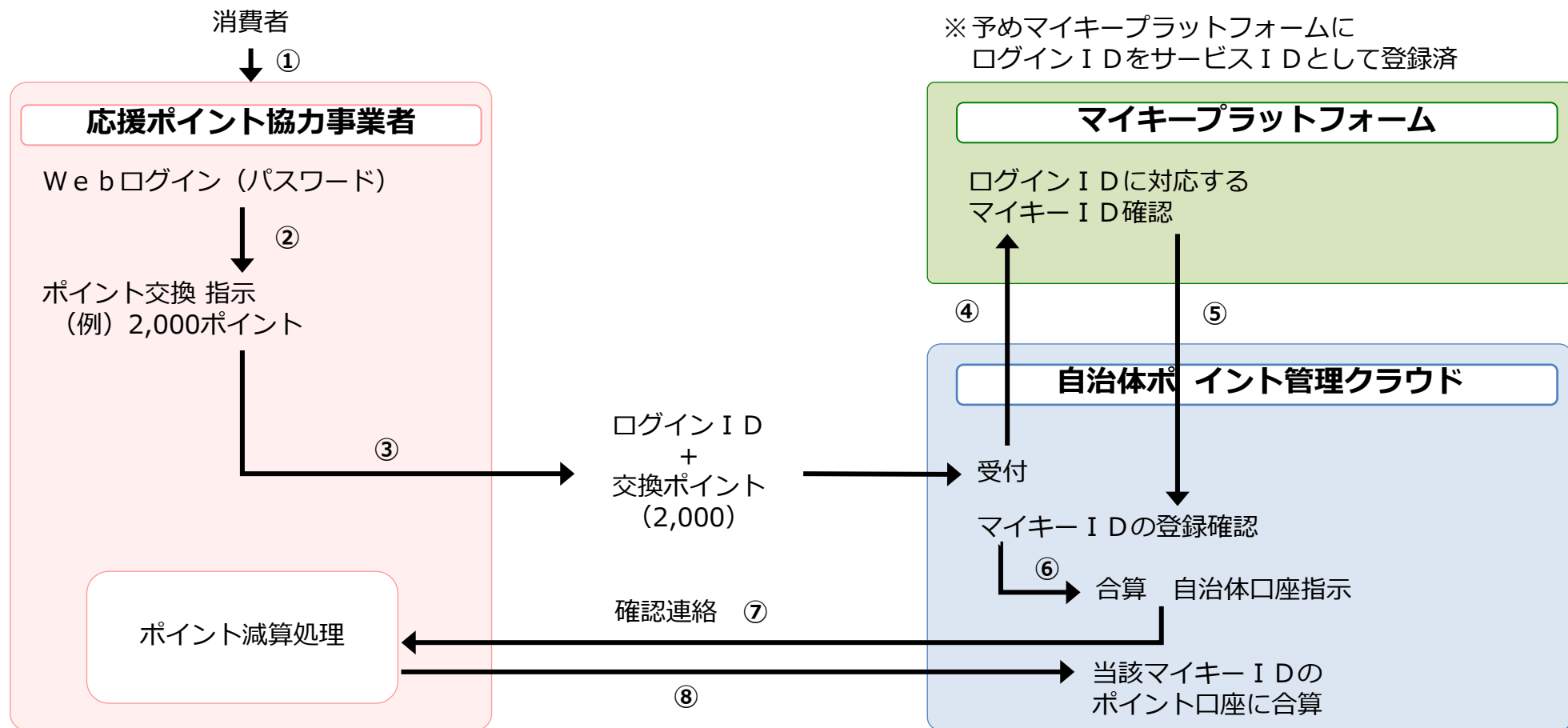
1. 地域経済応援ポイント協力事業者のサイトで、利用者が指示した移行ポイント数に見合ったクーポンコードを受け取る
2. 利用者は、マイページへログイン後、応援ポイント会社より受け取ったクーポンコードを入力する（コピー＆ペースト）
3. 移行する自治体ポイントを利用者が指定する（または特定支援イベントを指定する）

※自治体ポイント管理クラウドで管理する画面（イメージ）



7-8. 自治体ポイント管理クラウドの機能（案）

（地域経済応援ポイント連携システム（基本パターン））



8. 実証事業にあたり市区町村にお願いすること（検討中の案）

1. マイキープラットフォームへの参加

- ①図書館など(IDカードのある施設)について、参加する施設を決めること。
- ②当該施設の受付窓口インターネットに接続される端末を用意し、端末認証のための一定の設定を行うこと(ダウンロード&インストール)。
※デジタルポイントを導入済みの商店街等において、マイナンバーカードをポイントカードに代えて本人確認に用いることも実証する場合は、参加いただく各商店において同様の設定を行うこと(端末は汎用端末で可能)。

2. 自治体ポイント管理クラウドへの参加

- ①各市区町村において、自治体ポイントを活用できる場所を決めること。
例)(i)美術館・博物館等の利用料のある公共施設(民営のものでも可)
(ii)地域商店街等の商店等(特定の商店街に属する必要はなく、飲食店等でも可)
(iii)バス等の公共交通機関 等
- ②自治体ポイント管理クラウド上に、各々の自治体のアカウントを設定すること。
当該アカウントを設定することにより、地域経済応援ポイントの交換先としても設定されることとなる。必ずしも、当該市区町村において、一般財源による自治体ポイントを導入する必要はない。なお、この設定はオンラインでも可能である。

※自治体ポイントの財源

┌	一般財源(いわゆる行政ポイント)
	地域経済応援ポイント

- ③各々の市区町村において、一般財源による自治体ポイントを発行する場合における当該市区町村の職員の皆さんへの支援システムもオンラインで提供するので、一般財源による自治体ポイントの新たな導入の際にも活用できるものである。なお、既に一般財源による自治体ポイントを導入している市区町村においても、活用いただけるものである。
- ④①によって決められた場所において、自治体ポイントを使用するため、美術館の窓口や商店等において、インターネットに接続される端末を用意し、当該端末に一定の設定を行うこと（ダウンロード&インストール）。
- ⑤個々の商店等において、ポイント券を使用する場合には、
- (i)商店街振興組合の事務所などにおいて、ポイント券を発行するため、インターネットに接続される端末を用意し、当該端末に一定の設定を行うこと（ダウンロード&インストール）。なお、併せてプリンターも用意すること。
 - (ii)各々の商店等において、ポイント券を受け付けるため、ポイント券のQRコードを読み取り、自治体ポイント管理クラウドに使用済確認通知を行うためのスマートフォン等を用意すること。または、各々の商店等において受け取ったポイント券をまとめてQRコードの読み取り等を行う体制を準備すること。
- ⑥既存の商店街のポイントに自治体ポイント管理クラウドを通して、自治体ポイントを合算するため、既存のポイント事務において、一定の準備が必要であること（検討中）。

※自治体ポイントナビ（仮称）などを活用し、地元の魅力を全国に発信すること。

9-1. 検討会議構成員

地域経済応援ポイント仕様検討会議

<構成員:ポイント提供会社>(順不同)

三菱UFJニコス株式会社	エグゼクティブ・フェロー 島貫和久	座長
三井住友カード株式会社	会員サービス事業部長 臼井賢一	
株式会社クレディセゾン	常務取締役 水野克己	
株式会社ジェーシービー	販売促進企画部長 杉原志信	
ユーシーカード株式会社	執行役員 林和芳	
全日本空輸株式会社	ロイヤリティマーケティング部長 稲田剛	
日本航空株式会社	執行役員 加藤淳	
株式会社NTTドコモ	執行役員 田村穂積	

<構成員:有識者>(順不同)

株式会社エムズコミュニケーション 代表取締役社長 岡田祐子
株式会社野村総合研究所 プリンシパル 安岡寛道
京都府 情報政策統括監 原田智
藤沢市 参事 大高利夫
総務省地域情報化アドバイザー 廣川聡美

<関係省庁>

内閣官房 総務省 経済産業省

※地域経済応援ポイント協力企業は今後増えることもあり得る。

自治体ポイント管理クラウド等仕様検討会議

<構成員:自治体>(順不同)

京都府	情報政策統括監 原田 智
徳島県	地域振興課長 東條 洋士
藤沢市	参事 大高利夫
豊島区	税務課長 高橋 邦夫
横浜市	介護保険課長 佐藤 泰輔
八王子市	情報管理課長 中嶋 徹
泉佐野市	マイナンバーカード活用担当理事 西納 久仁明
海老名市	政策経営担当課長 江下 裕隆
可児市	地域振興課長 村瀬 雅也
日南市	総合戦略課長 松山昭彦
大磯町	政策課長 藤本道成

<構成員:商店街>(順不同)

モトスミ・プレーメン通り商店街振興組合 理事長 伊藤 博
長浜商店街連盟会長 沢田 昌宏
高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川康造

<構成員:有識者>(順不同)

総務省地域情報化アドバイザー 廣川聡美 座長

内閣官房 総務省 経済産業省

9-2. 地域経済応援ポイント協力企業との申し合わせ

1. 住民(国民)にとって、ポイント変換指示ができるだけ容易に行えるものであること。
2. 応援企業の既存システムにできるだけ負担を加えないものであること。
3. システムの安定的な稼働が確保され、セキュリティ対策が十分に講じられたものであること。

その上で

4. 応援企業及びその関連事業者並びに自治体等が連携して、地域経済の好循環拡大に貢献するビジネスモデルを構築し、広く提案していくこと。
5. 実証事業のスタートにあたっては、各応援企業においても、より効果的な支援策を検討すること。

(参考) マイキーIDの登録画面 (案)

1. マイキーID登録 (1/4)

凡例
マイキー
プラットフォーム
自治体
ポイント
管理
クラウド
応援
ポイント
サイト
美術館
図書館
商店街等

概要

- 利用者が、自宅のパソコンまたはスマホを使い、マイキープラットフォームポータルサイトで、マイキーIDを登録。
- その後、地域経済応援ポイント会社サイトへのログインIDをマイキープラットフォームに登録。

①ポータル サイト画面



自宅

<画面の説明>

マイキープラットフォームのポータルサイトのトップページです。

利用者が自宅のパソコンまたはスマホからアクセスします。
利用にあたって必要な環境やアプリのダウンロードが行えます。

- マイキーIDの登録
マイキーIDの登録、地域経済応援ポイント会社のログインIDの登録が行えます。
- マイキーID登録済みの方
マイキーID変更/停止/無効、サービス登録状況の確認が行えます。
また、マイキーIDが利用できる団体や施設の情報を確認出来ます。
- 地域経済応援ポイント会社サイトへのリンク
地域経済応援ポイント会社サイトへリンクします。
- 自治体ポイントへのリンク
自治体ポイントポータルサイトへリンクします。

※事業者の方

事業者の方は、手続きの流れの確認と端末セットアップが出来ます。

1. マイキーID登録 (2/4)

凡例
マイキー
プラットフォーム
自治体
ポイント
管理
クラウド
応援
ポイント
サイト
美術館
図書館
商店街等

②マイキーID 登録画面



自宅

利用者は、ICカードリーダライタにマイナンバーカードをセットします。



利用者は、パスワードを入力します。



(参考) マイキーIDの登録画面 (案)

1. マイキーID登録 (3/4)

凡例

マイキー
プラットフォーム
フォーム

自治体
ポイント
管理
クラウド

応援
ポイント
サイト

美術館
図書館
商店街等

③ マイキーID 作成画面



自宅

利用者は、マイキーID候補を入力します。自動生成も可能です。

マイキープラットフォーム
ポータルサイト

マイキーIDを作成してマイキープラットフォームに
登録します。

登録の流れ

- 1 マイナンバー
カードのセット
- 2 マイキーIDの
作成・登録
- 3 応援ポイント
ID設定

マイキーID候補欄に、8ケタの半角大文字英数字を入力し、重複チェックボタンを押して下さい。入力したマイキーID候補の重複チェックを行います。マイキーID候補が、既に他の人に使用されている場合は、エラーとなり、メッセージが表示されます。3回エラーとなった場合、マイキーID候補が自動生成され、マイキーID候補欄に表示されます。マイキーID候補が決まったら、OKボタンを押して下さい。

マイキーID候補 重複チェック

※半角大文字A-Z、半角数字0-9の36種類、8ケタで設定して下さい。

右の自動生成ボタンを押すと、重複のないIDが作成され、マイキーID候補欄に表示されます。 自動生成

同時に自治体ポイント管理クラウドにもあなたのマイキーIDが登録されますので、自治体ポイントも活用できるようになります。

OK

④ 応援ポイント ID設定画面



自宅

利用者は、登録する地域経済応援ポイント会社を選択します。

マイキープラットフォーム
ポータルサイト

マイキーIDが登録されました。
次に、地域経済応援ポイントを設定しましょう。

登録の流れ

- 1 マイナンバー
カードのセット
- 2 マイキーIDの
作成・登録
- 3 応援ポイント
ID設定

地域経済応援ポイントの会社をロゴを選択して下さい。選択すると、各社のログインIDとパスワードを入力する画面に遷移します。各社でのログインID・パスワードの確認後、マイキープラットフォームのページに戻ります。

三貴UFJニコス (未登録)	VISA (未登録)	JCB (未登録)	SAISON CARD (未登録)
UC (未登録)	ANA (未登録)	JAPAN AIRLINES (未登録)	docomo (未登録)

1. マイキーID登録 (4/4)

凡例

マイキー
プラットフォーム
フォーム

自治体
ポイント
管理
クラウド

応援
ポイント
サイト

美術館
図書館
商店街等

⑤ 応援ポイントID 確認画面



自宅

応援ポイント会社サイト

ログインID確認

IDとパスワードを入力して、確認ボタンを押して下さい。

ID パスワード 確認

IDとPWの確認を完了しました。
続いて、マイキープラットフォームの確認を行い、登録します。

OK

⑥ 設定完了画面



自宅

利用者は、登録する地域経済応援ポイント会社をプルダウンから選択します。

マイキープラットフォーム
ポータルサイト

応援ポイントIDの設定が完了しました！
マイキーIDを使って地域経済の活性化に協力しましょう！

登録の流れ

- 1 マイナンバー
カードのセット
- 2 マイキーIDの
作成・登録
- 3 応援ポイント
ID設定

引き続き、応援ポイントID設定を行う場合は、会社のロゴを選択して下さい。設定を終了する場合は、TOPへ戻るボタンを押して下さい。

三貴UFJニコス (登録済み)	VISA (未登録)	JCB (未登録)	SAISON CARD (未登録)
UC (未登録)	ANA (未登録)	JAPAN AIRLINES (未登録)	docomo (未登録)

TOPへ戻る

(参考) マイキーIDの登録画面 (案)

2.ポイント変換

凡例
マイキー
プラットフォーム
自治体
ポイント
管理
クラウド
応援
ポイント
サイト
美術館
図書館
商店街等

概要

- 利用者が、自宅のパソコンまたはスマホから、地域経済応援ポイント会社のサイトでマイル等を地域経済応援ポイントに変換。
(その後、自治体ポイントサイトで自治体ポイントに変換。)

地域経済応援ポイント会社サイト

ポイント変換



自宅

← http://xxxxx.co.jp/xxxxx/

応援ポイント会社サイト

ログインIDとパスワードを入力し、ログインボタンを押して下さい。

ID パスワード



← http://xxxxx.co.jp/xxxxx/

ポイント変換

変換するポイントを選択して下さい。

☒ 地域経済応援ポイント

☐ その他のポイント



利用者は、
変換するポイントを
入力します。

← http://xxxx.co.jp/xxxxx/

ポイント変換

お客様番号 : XXXXXXXX
お名前 : XXXXXXXX様

保有ポイント	20,000	ポイント
変換ポイント	2,000	ポイント
変換後の地域経済応援ポイント	2,400	ポイント
※変換レート: 1,000ポイント ⇒ 1,200地域経済応援ポイント		
変換後のポイント残高	18,000	ポイント

自治体ポイントのマイページで、地域経済応援ポイントが加算されたことを確認して下さい。



自治体ポイント管理クラウド画面へ移行
(移行する自治体を指定)

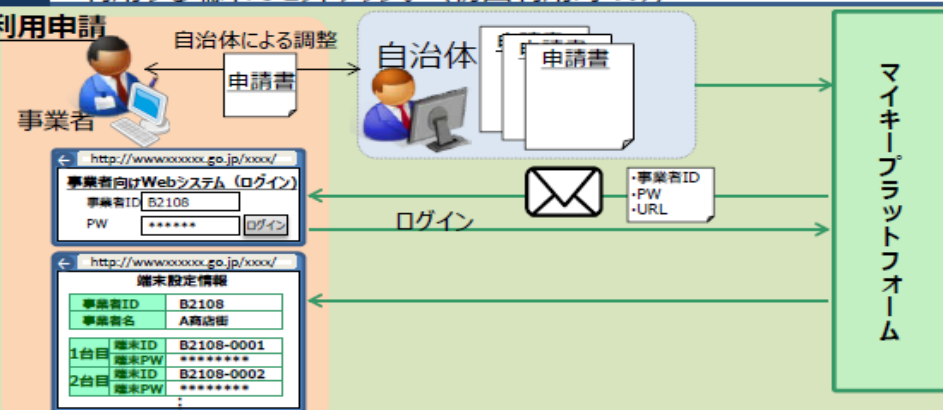
3.端末登録

凡例
マイキー
プラットフォーム
自治体
ポイント
管理
クラウド
応援
ポイント
サイト
美術館
図書館
商店街等

概要

- 事業者が自治体に対し、利用申請を行う。
- 自治体は、事業者からの利用申請を受けて、マイキープラットフォームに情報を登録し、マイキープラットフォームから端末セットアップに必要な情報を事業者へ通知する。
- 公共施設（図書館等）や商店街等で職員・商店街店舗の店員が、利用する端末でセットアップ。(初回利用時のみ)

利用申請



公共施設・商店街等 端末



端末セットアップ

端末情報を入力し「次へ」を押して下さい。

事業者ID入力	
端末ID入力	
端末パスワード入力	

端末セットアップ

この内容で登録します。

事業者ID	B2108
端末ID	B2108-1111
事業者名	A商店街
設置場所	A商店街八百屋

(参考) マイキープラットフォーム検討の前提

○ マイキープラットフォーム構想とは

マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの)を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするもの。

○ 検討の前提



マイキープラットフォーム構想の検討は、以下の留意点を前提とする。

- ◇ マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係であること。
- ◇ マイキーIDは、希望する者が自ら作成できるものとする。
- ◇ マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できないこと。
- ◇ マイキーの行政窓口や店頭での活用においては、カードリーダーを利用し、行政窓口職員や店員等にはカードを手渡すことはないこと。